

四 四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利
用する権利であつて政令で定めるものの設定
若しくは移転の承諾をしようとするときは、
合併又は分割により移転する場合及び当該特
許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場
合として政令で定める場合を除き、あらかじ
め国の承認を受けることを受託者等が約する
こと。

前項の規定は、国が資金を提供して他の法人
に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、

門学校機構（以下この項において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。

一 国立大学法人法附則第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許権

二 国立大学法人法附則第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許を受ける権利（平成十九年三月三十一

り納付すべき特許料又は同法第二百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料については、同法第二百九条の二及び第二百九十五条の二の二の規定は、適用しない。

附 則（平成一四年一二月一日法律第

一四五号）抄

(施行期日)

(政令への委任) 第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一五年七月一六日法律第一
一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第十七条 許権等の取扱い

国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の場合には、その各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けないことができる。

一 特定研究開発等成果が得られた場合には、受託者等が約すること。

二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。

三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められかつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する

(学校教育法第一条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は大学共同利用機関法人の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。)から承継した特許権若しくは特許を受ける権利(同日までにされた特許出願に係るものに限る。)又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

四 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この号において「承認事業者」という。)が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利(前三号に掲げるものに限りない。)又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願に係るものに限る。)であつて、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したもの

前項各号に規定する特許権又は特許を受ける権利につて寺谷去第百七条第一項の規定によ

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第百七十七条、第百九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第一条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十一条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日

(産業技術力強化法の改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定による改正後の産業技術力強化法第十六条第一項第三号及び第四号に掲げる者に係る特許出願であつて一部施行日前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたものに係る特許料の减免又は猶予について

(国有の特許権又は実用新案権の取扱い)
第十六条の一 国は、政令で定めるところによ
り、国有の特許権又は実用新案権のうち、これ
らに係る特許発明又は登録実用新案が政令で定
める期間以上継続して実施されていないものに
ついて、その産業技術力の強化を支援すること
が特に必要な者として政令で定める者に対し通
常実施権の許諾を行つときは、その許諾の対価
を時価よりも低く定めることができる。
(国が委託した研究及び開発の成果等に係る特

当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。

前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めるとするときは、國の要請に応じて行うものとする。

日本までにされた特許出願（同年四月一日以後に於ける特許出願であつて、特許法第四十四条の規定による特許出願である場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとのみなされるものを除く。（以下この項において同じ。）に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

三　　国立大学法人等が平成十九年三月三十一日までに当該国立大学法人等の大学等研究者

条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(政令への委任)

